

石高齢第 978 号  
令和 5 年 12 月 28 日

地域密着型介護サービス事業所 各位  
居宅介護支援事業所 各位

石狩市保健福祉部高齢者支援課長

令和 5 年度末で経過措置期間を終了する  
令和 3 年度介護報酬改定における改定事項について（通知）

平素より本市の高齢者福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年度介護報酬改定における改定事項の一部については、令和 5 年度末（令和 6 年 3 月 31 日）までに経過措置期間が終了する予定となっており、義務化となるまで残り 3 ヶ月余りとなったところです。

これらの項目については、令和 6 年度以降、必要な体制が整備できていない場合は、運営基準違反等に該当します。そのため、今年度中の体制整備の徹底が求められるところとなります。

別添のとおり、経過措置期間が終了する項目に関する資料を作成しましたので、事業所内におかれましては、内容をご確認の上、体制の整備にご活用いただきますようお願いいたします。

石狩市ホームページ「令和 5 年度末で経過措置期間を終了する令和 3 年度介護報酬改定における改定について」

URL <https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/koureisyas/86147.html>

【担当】

石狩市保健福祉部高齢者支援課  
介護・高齢担当

Tel : 0133-72-7014